

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	市、県及び国の計画及び施策への適合	-	<p>設置事業により下記の市、県及び国の計画及び施策に支障がないこと。</p> <p>(1) 総合計画及び総合計画に関する施策 (2) 都市計画及び都市計画に関する施策 (3) 景観計画及び景観計画に関する施策 (4) 防災計画及び防災計画に関する施策 (5) 河川整備計画及び河川整備計画に関する施策 (6) 生活環境の保全に関する計画及び施策 (7) 森林整備計画及び森林整備計画に関する施策 (8) 農業に関する計画及び施策 (9) 文化財保護に関する計画及び施策 (10) その他条例の目的達成のために市長が必要と認める計画及び施策</p>	
□	公共施設への影響防止	-	設置事業により公共施設の維持管理及び運営上支障がないこと。	
□	事業区域内の土地利用計画の確認	-	事業区域内の土地利用計画について、市長が必要と認める場合には計画内容を説明すること。	
□	関連法令等の遵守	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成23年結城市条例第8号）	条例の施行日以後に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例及びその規則等に違反があり、その是正措置未了である土地が事業区域に含まれていないこと。	
□		電気事業法（昭和39年法律第170号）	電気事業法を遵守し、太陽光発電設備の工事を行うことができる有資格者が決定していること。	
□		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律108号）	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の事業計画認定（設備認定）及び電力会社との接続契約に関する協議が進められ、設置事業及び運営事業を行うことに支障がないこと。	
□		道路法（昭和27年法律第180号）	<p>工事車両等に関して、道路管理者と協議すること。 なお、協議の結果、特殊車両の許可を要する場合には、当該許可を受け、又はその見込みがあること。</p>	
□			工事に使用する道路に関して道路管理者と協議し、設置事業完了後に工事車両等により道路を損傷した場合には、原形復旧をすること。	
□		筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和48年筑西市町村圏事務組合条例第7号）	<p>消火設備、変電設備及び蓄電池に関して、筑西広域市町村圏事務組合火災予防条例の協議を消防部局と協議を行うこと。 なお、協議を行った結果、届出等を要する場合には、届出済であるか、手続上支障がないこと。</p>	
□		その他関連法令等の遵守	<p>設置事業に関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。 なお、関連する法令及び条例等に関し協議を行い、許可及び届出等を要する場合には、当該許可等の見込みがあるか、手続上支障がないこと。</p>	

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	設置事業の確実性	土地の使用権	設置者が設置及び運営事業期間中、事業区域の土地を使用する権利があること。	
□		建物の使用権又は所有者の同意	設置者が事業区域の建物を使用する権利があること又は所有者の同意を得ていること。	
□		上記以外の権利者の同意	事業区域の土地及び建物に処分制限の登記における登記権利者がいる場合には、その者の同意を有していること。	
□		資金計画	設置事業の工事の資金計画に支障がないこと。	
□		条例第8条非該当	設置者が条例第8条の設置事業を行うことができない設置者に該当しないこと。	
□		工事施工者	工事施工者に設置事業を行う能力及び信用があること。	
□	事業区域の明確化	境界の明確化	事業区域を測量し、境界を確定することで事業区域の範囲を明確にすること。 なお、境界は境界杭等で物理的に確認できること。	
□		公共施設及び公益施設の土地の明確化	事業区域内に公共施設及び公益施設の土地がある場合、土地境界が明確に確認できること。 なお、境界は境界杭等で物理的に確認できること。	
□		河川の整備を予定している区域の明確化	事業区域内に河川の整備を予定している区域の土地がある場合、土地境界が明確に確認できること。 なお、境界は境界杭等で物理的に確認できること。	
□		第三者の建物の敷地の接道確保	事業区域に第三者の建物の敷地を含むことによって、当該敷地の接道確保に影響を与えないこと。	
□		第三者の立入防止措置	事業区域（河川の整備を予定している区域は除く。）の外周に第三者の立入防止措置として、太陽光発電設備と柵等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に容易に立ち入ることができないような高さの柵等を設置すること。 柵等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。	

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	生活環境の保全	建設機械等による周辺への影響の防止	建設機械や工事に伴う騒音や振動について、事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。また、工事に使用する建設機械に関して、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）の届出済であるか、手続上支障がないこと。	
□		工事車両による周辺への影響防止	工事車両の通行等による大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び砂・ほこり飛散等により事業区域周辺に影響を与えないよう適切な対策を講ずること。	
□		除草剤散布による周辺への影響防止	除草剤を散布する場合、事前に散布の日時、使用する除草剤名及び除草剤による影響等について、地元関係者等への周知を図るとともに、周辺に飛散しないように万全の対策を講ずること。なお、学校や病院等の公共施設、住宅又は農地に隣接している場合は、それぞれの関係者と十分に協議すること。	
□		太陽光発電設備による騒音振動対策	太陽光発電設備（パワーコンディショナー、キュービクル等）から発生する騒音振動に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、防音壁の設置等）を講ずること。また、騒音規制法及び振動規制法の届出対象である場合、届出済であるか、手続上支障がないこと。	
□		太陽光発電設備による圧迫感、熱対策	太陽光発電設備による圧迫感、熱等に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、植栽等の設置等）を講ずること。	
□		パネルの反射光の対策	太陽光発電設備のパネルによる反射光に関して、事前に地元関係者と協議し、必要な対策（緩衝帯の設置、低反射タイプパネルへの変更又は傾きの調整）を講ずること。	
□		周囲に影響を与えるおそれがある太陽光パネルへの対策	カドミウムやヒ素等が含まれ、周囲に影響を与えるおそれのある可能性が高いと市長が認めた太陽光パネルを設置する場合には、破損時に周囲に影響がないよう対策（地中不浸透、飛散防止等）を講ずること。	大規模造成の場合に限る。
□		道路の視覚確保	道路に近い場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げにならないよう必要な対策（道路から後退する等）を講ずること	
□		緩衝帯の設置	事業区域の境界に沿って、その内側に次の事業区域の面積に応じた緩衝帯が設けられること。 (1) 0.3ヘクタール未満 幅1m以上 (2) 0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満 幅2m以上 (3) 1ヘクタール以上 幅3m以上	
□		山林の保全（伐採後の植樹は除く。）	山林の伐採は、最小限に留めるようにすること。なお、やむを得ず山林を伐採して造成する場合、その山林部分の土地面積（条例第9条第1項第2号括弧書の土地の山林であった面積を含む。）に応じて、次の割合の山林を保全すること。 (1) 0.5ヘクタール以上1ヘクタール未満 山林部分の10パーセント以上 (2) 1ヘクタール以上 山林部分の25パーセント以上	
□	緑化施設の設置	造成（整地を含む。）を行う場合、造成内容ごとに次に掲げる緑化施設（芝の設置、樹木の植樹又は樹木の保全）を設けること。なお、緑化施設は、なるべく緩衝帯設置付近に行うこと。 (1) 第2種小規模造成 造成面積（条例第9条第1項第2号括弧書きの土地の面積を含む。以下同じ。）面積の10パーセント以上 (2) 第3種小規模造成 造成面積の20パーセント以上 (3) 大規模造成 造成面積の30パーセント以上		
□	樹木を含む事業区域内廃棄物の適正処分	伐採した木竹、伐根した木竹の根、雑草及び腐植土、工事に伴う廃棄物等については、事業区域外に搬出し、適正な処分を行うこと。		

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	良好な景観の形成	市街地の景観配慮	市街地、住宅地等の街並み等景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。	
□		文化財景観への配慮	史跡、文化財等の景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。	
□		自然景観への配慮	山並み、丘陵、河川等の自然景観を阻害しないように太陽光発電設備の設置位置、形態意匠、色彩等に配慮すること。	
□			尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合には、違和感を与えないように配慮すること。	
□			設置事業について、自然の景観を損なわないように努めるとともに、自然の保全に努めること。	
□		植栽等による対策	城跡周辺地区 地区計画区域又は景観形成重点地区に太陽光発電設備を設置する場合は、通行者、車両等から直接見えないよう、植栽等で対策を講ずること。	
□		太陽光発電設備のパネルの色彩等の対策	太陽光発電設備は、黒、グレー系、ダークブラウン系その他周囲と調和したできる限り目立たない色彩とし、彩度は3以下（マンセル表色系）とすること。	
□		太陽光発電設備の色彩等の対策（パネル以外）	パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲の景観と調和したできる限り目立たない色彩とすること。	
□		景観上保護が必要と認める区域における計画との適合性	景観計画に適合すること。	地区計画区域内又は景観形成重点地区内である場合に限る。
□			景観形成重点地区以外の景観計画区域においては、景観上配慮されていること。	市長が景観上保護を必要と認める区域内の場合に限る

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	災害の防止 (防災・安全対策)	造成計画の調査及び設計	(1) 土砂の移動量(切土及び盛土の合計量)は、当初の造成の目的実施のための必要最小限度とし、事業区域内の地形、形質の変更を最小限度にとどめること。 (2) 事業区域内の造成に伴い、現況高、事業区域周辺の現況高、計画高、浸透係数、地下水位の高さ、流出係数、地質及び地耐力等の雨水計算及び擁壁計算等に必要データを水分資料、地盤調査により確認し、適切な排水施設や擁壁等を設置する設計を行うこと。	大規模造成の場合
□			事業区域内の造成に伴い、現況高、事業区域周辺の現況高、計画高等の雨水処理対策の設計に必要な調査を行うこと。 なお、高さ1mを超える擁壁を設置する場合、地下水位の高さ、地質及び地耐力等の擁壁計算に必要なデータを地盤調査により確認し、適切な擁壁等を設置する設計を行うこと。	小規模造成の場合
□		樹木伐採後の伐根処分	樹木を伐採した場合には、当該樹木を伐根し、適正な処分をすること。	
□		盛土・切土工事に関する安全対策	造成した後の地盤に雨水その他地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、おおむね30cm以下の厚みの層に分けた土盛り、ローラーその他これに類する建設機械を用いた締固め等の措置を講ずること。	
□			切土した後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、安全確保のための措置を講ずること。	
□			のり面(地表面が水平面に対し30度以内の角度をなす土地をいう。以下同じ。)又はがけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地をいう。以下同じ。)の上端に続く地盤面は、特別な事情がない限り、そののり面又はがけの反対方向に雨水その他地表水が流れるよう勾配が設けられていること。	
□			茨城県「開発行為の技術基準 14. 切土・盛土」の基準に適合すること。	大規模造成の場合に限る。
□		のり面又はがけ地対策	造成によりがけが生じた場合、当該がけが擁壁で覆われていること。	
□			造成によりのがけが生じた場合、当該のがけが擁壁で覆われているか又はのがけの保護対策がされていること。	
□			のり面又はがけの下端(のり面又はがけの下にあっては、のり面又はがけの上端)から太陽光発電設備(フェンス等の工作物も含む。)までの水平距離が、のり面又はがけの高さの2倍以上あること。	
□			のり面又はがけを造成して、太陽光発電設備を設置する場合は、茨城県「開発行為の技術基準 14. 切土・盛土」の基準に適合する段切り等を行うこと。	
□			造成後の地盤面の高さが0.5m以上で擁壁を設置する場合、擁壁は建築用コンクリートブロック、コンクリート柵工等簡易な擁壁を使用せず、鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造・間知石練積み造の擁壁を使用すること。	
□			擁壁の高さが1mを超える場合は、茨城県「開発行為の技術基準 15. 擁壁等」の基準に適合すること。なお、2mを超える場合は、建築確認を受けていること。	擁壁の高さが1mを超える場合に限る。

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	災害の防止 (防災・安全対策)		<p>(1) 事業区域内の雨水は敷地内処理をすること。                      (2) 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋設置又は砕石敷設置等の対策を講ずること。                      (3) 事業区域外に明らかに雨水が流出すると市が判断した場合には、市が指定する雨水対策を講ずること。</p>	第1種小規模造成の場合
□			<p>(1) 事業区域内の雨水は敷地内処理をすること。                      (2) 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋設置又は砕石敷設置等の対策を講ずること。                      (3) 造成を行う区域(条例第9条第1項第2号括弧書の面積を含む。以下「造成区域」という。)については、原則として、事業区域外に雨水が流れない土地勾配にすること。なお、やむを得ない場合はコンクリート製品又はコンクリート製品と同等の強度を持つ工作物で直接事業区域外に雨水が流出しないように対策を講ずること。(河川整備を予定している区域への対策を除く。)                      (4) 造成区域の敷材は浸透性のものであること。                      (5) 造成をしない区域について、事業区域外に明らかに雨水が流出すると市が判断した場合には、市が指定する雨水対策を講ずること。                      (6) 都市計画法(昭和40年法律第100号)第29条の許可を受け、造成する区域には、上記(4)は適用しない。</p>	第2種小規模造成の場合
□		雨水対策	<p>(1) 事業区域内の雨水は敷地内処理をすること。                      (2) 太陽光発電設備から発生する雨水について、雨水の落下地点が洗掘されず、雨水が敷地内に浸透するように雨樋設置又は採石敷設置等の対策を講ずること。                      (3) 造成区域については、原則として、事業区域外に雨水が流れない土地勾配とすること。                      (4) 造成区域の敷材は、洗掘がされず、浸透性がある砕石又は緑化施設を設置すること。なお、ウッドチップは使用しないこと。                      (5) 事業区域(河川の整備を予定している区域を除く。)の外周に、直接事業区域外に雨水が流出しないようにコンクリート製品又はコンクリート製品と同等の強度を持つ工作物を設置すること。                      なお、工作物の高さは事業区域及び事業区域周辺の土地勾配に応じて決定すること。                      (6) 造成をしない区域について、事業区域外に明らかに雨水が流出すると市が判断した場合には、市が指定する雨水対策を講ずること。                      (7) 都市計画法第29条の許可を受け、造成する区域には、上記(4)は適用しない。</p>	第3種小規模造成の場合
□			<p>(1) 降雨量等から想定される雨水が有効に処理できるように茨城県「開発行為の技術基準 9. 排水」の基準に適合すること。                      (2) 造成区域については、原則として、事業区域外に雨水が流れない土地勾配とすること。                      (3) 造成区域の敷材は、洗掘がされず、浸透性がある砕石又は緑化施設を設置すること。なお、ウッドチップは使用しないこと。                      (4) 事業区域(河川の整備を予定している区域を除く。)の外周に、直接事業区域外に雨水が流出しないようにコンクリート製品又はコンクリート製品と同等の強度を持つ工作物を設置すること。                      なお、工作物の高さは事業区域及び事業区域周辺の土地勾配に応じて決定すること。                      (5) 都市計画法第29条の許可を受け、造成する区域には、上記(3)は適用しない。</p>	大規模造成の場合
□		適切な敷材の使用	事業区域内の敷材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例、結城市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例及びその規則等に違反しない適切な敷材を使用すること。	
□		土砂崩れ対策	土砂災害が懸念される地域には、擁壁を設ける等適切な措置を講ずること。	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の場合に限る。
□		湧き水対策	事業区域内に湧き水が発生している場合は、適切に処理する施設の設置等の対策をとること。	

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	災害の防止 (防災・安全対策)	地下水対策	造成する際に、事業区域内の地下水が高い場合、地下水を排出する施設等を設置すること。	大規模造成の場合に限る。
□		軟弱地盤対策	地盤調査の結果、軟弱地盤が事業区域内にある場合、事業区域外に隆起沈下等の影響が起きないように地盤改良等の実施等適切な措置を講ずること。	大規模造成の場合に限る。
		河川の整備を予定している区域への工作物設置及び造成の制限	河川の整備を予定している区域では、緑化施設の設置（防災上問題がある場合及び河川整備上支障がある場合は除く。）以外の設置事業は行わないこと。	河川の整備を予定している区域に限る。
□		事業区域と道路の接道	工事車両等が事業区域内に出入りできるよう、次のいずれかに掲げる道路（境界が明確であり、実態があるものに限る。）に事業区域が接道していること。 (1) 市、県及び国道 (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）の道路	
□		事業区域と接道する道路の幅員	事業区域に接道する道路は、造成内容ごとに次に掲げる道路幅員が確保されていること。（工事車両の通行に明らかに影響がある土地及び工作物がある場合、所有者の同意を得て対策をすること。） (1) 第1種小規模造成及び第2種小規模造成 幅員2.5m以上 (2) 第3種小規模造成及び大規模造成 幅員3.0m以上 なお、既存の道路を次の全てに該当する方法により拡幅した場合、拡幅後の幅員で判断する。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に該当する道路であること。（条例施行前に既に設置済の事業区域及び平成30年1月4日前に事前協議を申し出た事業区域は除く。） (2) 拡幅後の道路境界は実測し、境界が明確であること。 (3) 拡幅後の道路境界は建築基準法第42条第2項の道路境界線とみなす線までとする。 (4) 拡幅部分の土地は、設置運営事業期間中使用权があること。 (5) 拡幅後の道路を使用して第三者が出入りすることに影響がないこと。	
□		工事車両等に対する安全対策	工事車両等が事業区域内外に出入りする際に、地元関係者や道路通行車の安全を確保する措置を講ずること。地元関係者からさらなる安全確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。	
□			設置事業に使用する工事車両等の種類、大きさ及び使用する時期を事前に市に連絡すること。なお、工事車両等の車両番号については、分かり次第市に連絡すること。	
□		工事期間中の安全対策	工事期間中は、第三者が事業区域に進入しないように措置を講ずること。	
□			工事中の土砂流出及び粉じん対策として、仮囲い、素掘り側溝、小堤、仮排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。	大規模造成の場合に限る。

□	遵守事項 大分類	遵守事項 小分類	遵守事項	備考
□	災害の防止 (防災・安全対策)	支持物(架台及び架台基礎等)の安全確保対策	太陽光発電設備の太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有し、単管パイプ等の簡易的なものを使用しないこと。ただし、市の政策を実現するため、市長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。	
□			太陽光発電設備の支持物の基礎は、原則として、布基礎、べた基礎及び杭基礎(下記で計算したものに限る。)とし、簡易的なものでないこと。ただし、市の政策を実現するため、市長がやむを得ないと認めたものはこの限りでない。なお、杭基礎とする場合は、平成13年国土交通省告示第1113号(項地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法を定める件)第5項の計算により安全性確認された物でなければならない。ただし、事業区域を地盤調査し、計算等により問題がないことを証明した場合はこの限りでない。	
□			支持物の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法(昭和25年法律第201号)の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること(電気設備の技術基準の解釈(平成25年3月14日経済産業省制定。20130215商局第4号)第46条第2項)。	高さが4mを超える場合に限る。
□			太陽光発電設備の基礎から事業区域の境界までの距離は、太陽光発電設備の高さの2倍以上あること。	高さが4mを超える場合に限る。
□	地元関係者との共生	地元関係者への説明及び対策	事業区域の周辺に住宅等があり、設置事業により生活環境、景観、防災等で地元関係者とトラブルが発生するおそれがある場合又はトラブルが発生した場合には、事前に事業内容を地元関係者に十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講ずること。	
□		工事に伴う苦情及び要望の対応	工事開始後に、設置事業に関して苦情及び要望があった場合、苦情者等に説明を行い、問題解決のための対策を実行すること。	
□		異常発生時及び災害時の対応	設置事業に起因すると思われる異常が発生した場合又は災害が発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、速やかに市や地元関係者に連絡すること。	
□		設置事業に関する標識の設置	工事期間中は、設置事業に関する標識(様式第9号)を設置すること。	